

米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 実施方針に関する質問への回答

- ・ 米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業 実施方針に関して、令和3年2月24日までに寄せられた質問への回答を公表します。質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問への回答は、現時点での本市の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和3年3月17日
米原市

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答	
1	11	第2	3				SPC設立について 協力企業	協力企業の中で業務委託内容が未定でも良いのか。 協力会社として市外業者の参画があっても良いか。	前段については、資格審査書類において、構成員または協力企業の区分と、当該企業が担当する業務(実施方針4～5ページに記載の運營業務、維持管理業務、修繕および改修・増築等業務、自主事業のいずれか)をお示しください。なお、協力企業には必ずしもSPCから直接業務を受託ないしは請負うことを求めていることから、担当する業務内容が未定でも参加することは可能です。 後段については、応募者を構成する法人として市外業者の参画を妨げるものではありません。御質問の「協力会社」が応募者を構成する法人である場合は、構成員または協力企業のいずれかとして、実施方針12～13ページ「(2)応募者等の参加資格要件(共通)」を満たすものとして、参加申請を行ってください。	
2	29	別紙	1	(2)	ウ	図	6	浄化総点検管理費	浄化槽が設置してあるのか。公共下水道か。	公共下水道です。
3	30	別紙	2	(1)		表	11	アスレサーキット場	指定管理限定施設の理由は何か。 運営権対象施設なら2ページ(5)ウ(ア)にあるように県を含めた3者による協議で改修ができることもないと察するが、改修不可との整合性はどうか。	前段については、指定管理限定施設は、本事業において市に所有権がないこと等により、運営権の対象とできない施設です。 後段については、ご質問の対象施設は、土地が県所有となっているため、指定管理限定施設と整理していますが、施設自体は市所有であるため、今後の調整により運営権対象施設となる場合もあり、募集要項にて示します。
4	30	別紙	2	(1)		表	13	林間広場	指定管理限定施設の理由は何か。 運営権対象施設なら2ページ(5)ウ(ア)にあるように県を含めた3者による協議で改修ができることもないと察するが、改修不可との整合性はどうか。	(同上)